

第二種計画認定を受けられた事業主の皆様へ

- 第二種計画認定等通知書は再発行できません。 保管にご注意ください。
- 第二種計画認定等通知書に記載されている
事業主の名称
主たる事業所の所在地
に変更が生じた場合には、大阪労働局雇用環境・均等部指導課までご連絡ください。
- 高年齢者雇用安定法第9条の**高年齢者雇用確保措置**を変更すると、変更申請が必要となる場合があります。
変更申請の要否・手続方法については、大阪労働局雇用環境・均等部指導課までご相談ください。
【例】定年年齢を60歳から65歳に引き上げたなど
- 第二種計画認定の効力は
無期契約で定年を迎えた労働者を定年後に継続雇用する場合
に及びます。有期契約で定年年齢を迎えた労働者や他社*で定年を迎えた労働者については、認定の効力が及びませんので、運用にご注意ください。 *特殊関係事業主を除く

大阪労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒540-8527

大阪市中央区大手前4丁目1番67号

大阪合同庁舎第2号館8階

TEL (06) 6949-6494